

地域おこし協力隊の募集及び伴走支援業務委託仕様書

本仕様書は、山梨県（以下「県」という。）が発注する地域おこし協力隊の募集及び伴走支援業務を受託する者（以下「受託事業者」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 委託業務名

地域おこし協力隊の募集及び伴走支援業務

2 業務期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日までの間

3 業務の趣旨

県では、「やまなし」ならではの上質な「食」体験を求めて多くの人が集まり、その活気がビジネス・チャンスを生み出す「グルメン・エコノミー（美食経済）」で賑わう地域を目指している。

そこで、本県の豊かな食材を活用した料理と県産酒のペアリングによる「美酒・美食王国やまなし」ブランドの確立、「食」を目的とした本県への誘客促進と観光産業の収益向上を図るため、様々な取り組みを行っている。

その取り組みの一環として、こだわりのある料理人・ソムリエと高品質な県産農畜水産物やその加工品をつくる生産者等を結びつけることで、県産食材を活用した新たなメニューの開発を促進するとともに、県産食材の新たな価値訴求による需要拡大を図っているところである。

また県では、上記取り組みをより一層高度化するため、令和7年度総務省の「地域おこし協力隊」制度を活用して地域外人材を登用し、協力隊員に県産食材の掘り起こしや魅力発信等を委託する。

本業務は、「地域おこし協力隊」制度の活用にあたり、地域を活性化させる地域外人材の募集、地域への定着に向けた行政と連携した情報の発信と受入体制の整備、活動支援等を実施し、持続可能な地域の活性化を図るものである。

4 業務内容

(1) 地域おこし協力隊^{※1}及びおためし地域おこし協力隊^{※2}（以下「協力隊員」という。）の募集、選定など

ア 協力隊員の募集要件や求める人物像、業務内容等を県と協議の上決定し、募集要項の作成を行うこと

イ 前段の要件等の整理を行い、求める人物像を設定し、県と協議の上、募集

要項を作成すること

ウ 協力隊員の募集記事を掲載するインターネットサイトの選定を行い、掲載を行うこと。なお、掲載に伴う費用は受託事業者の負担とする

エ 書類選考及び採用面接時（以下、「選考委員会」という。）に確認すべき事項等を県と協議の上、作成すること

オ 県が実施する選考委員会にて協力隊員の選定に参画すること

※1：おおむね1年以上3年以下の期間、地方自治体の委嘱を受け、地域協力活動に従事する取り組み

※2：地域おこし協力隊として活動する前に一定期間、地域協力活動を体験し、受入地域とのマッチングを図る取り組み

（2）協力隊員の活動体制の構築

ア 活動計画の策定

協力隊員の効果的な地域活動に資するよう隊員の活動計画を策定すること。計画の策定に当たっては、県と協議の上、決定すること

イ 受入研修先の確保

協力隊員が円滑に地域活動を行えるよう隊員の研修先の確保を行うこと。なお、研修先の確保に当たっては、県の助言を受けながら十分に協議の上で決定すること

（3）協力隊員の活動支援業務

ア 協力隊員の活動の進捗管理

（ア） 月1回以上協力隊員を訪問し、協力隊員の活動状況を把握すること。

（イ） 協力隊員の研修先と適時意見交換を行い、協力隊員の活動状況を把握すること

（ウ） 前項（ア）、（イ）についてとりまとめ、月1回県に報告すること

イ 相談業務

（ア） 協力隊員及び県からの相談に対応する窓口を設置すること

（イ） 相談対応は、原則電話、電子メールとすること

（ウ） 相談対応が円滑に実施できる体制を確保することとし、運営についての詳細は県と協議のうえ決定すること

（エ） 相談者、相談内容及びその対応方法、相談時間等を取りまとめ、月1回報告すること

（オ） 地域おこし協力隊については、次年度以降の活動継続に繋がるよう、適時隊員の状況を確認し、県に報告すること

- (カ) おためし地域おこし協力隊については、今後の地域おこし協力隊としての委嘱に繋がるよう、活動終了後も適時隊員の状況を確認し、県に報告すること

(4) 情報発信業務

- ア 協力隊員の活動において、必要かつ魅力ある内容をシェフやソムリエなど、料理業界人が主に閲覧するメディアで発信すること
- イ 掲載記事の取材・写真の撮影等を含む、全体の企画・編集に係る一切の作業及び進行管理を行うこと
- ウ 効果的に記事を発信できるよう、その方法や発信先等を提案し、県と協議の上、発信すること

(5) K P I

- ア 地域おこし協力隊の確保 2名（同時に受入）
- イ 料理業界人が主に閲覧するメディアにて、計6回（3回／1名）情報発信すること

5 業務内容ごとの委託料の上限及び対象経費の例について

県から受託事業者を支払う委託料は業務の実績に応じて支払うものとし、業務内容ごとの委託料の上限は以下のとおりとする。また、前条の「4 業務内容」に定める業務の他、次に例示する対象経費も委託料に含めるものとする。

なお、事業実施の際に疑義が生じた場合は双方協議の上で決定する。

○地域おこし協力隊の募集等に要する経費

(前条「4 業務内容(1)及び(2)」の実施に要する経費)

【上限】

350万円(税込)

【対象経費の例】

- ・地域おこし協力隊員経験者や地域おこし協力隊員を支援する団体等から募集案件の企画についてアドバイスを受ける経費
- ・民間求人サイトを活用したPRに要する経費
- ・都市部における募集・PR費
- ・現地説明会や試験的な地域おこし活動に要する経費（現地までの往復に要する参加者の旅費は除く）
- ・職員旅費
- ・各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費

- ・地域住民への制度説明会に要する経費
- ・受入団体に対する研修や審査に要する経費
- ・採用前の隊員に対する制度説明会に要する経費
- ・隊員・自治体職員・受入れ団体による合同オリエンテーションや交流会に要する経費
- ・全庁的な受入れ研修の実施に要する経費 等

○おためし地域おこし協力隊の実施に要する経費

(前条「4 業務内容(1)及び(2)」の実施に要する経費のうち、おためし地域おこし協力隊の実施に要する経費)

【上限】

100万円(税込)

【対象経費の例】

住民との交流を含む2泊3日以上地域協力活動の体験プログラムに要する次の経費

- ・都市部における募集・PR費
- ・地域協力活動の体験プログラムに要する経費(現地までの往復に要する参加者の旅費は除く)
- ・職員旅費
- ・各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費 等

○前条「4 業務内容(3)、(4)」の実施に要する経費

【上限】

330万円(税込)

【対象経費】

前項「4 業務内容(3)、(4)」に記載のとおり

6 成果物

(1) 報告書等

- ア 報告書(A4縦、横書き)
- イ 「4 業務内容(4)」で、収集した写真等のデータ
- ウ その他県が指定するもの(打合せ記録、本業務で使用した各種ドキュメント等)

(2) 納品方法

- ア 紙媒体(カラー版)1部 郵送又は持参

- イ 電子媒体（ファイル形式：PDF及びワード又はパワーポイント）メール
- ウ 写真（ファイル形式：県と協議の上決定） メール又はDVD-R

（3）納期

令和8年3月31日（火）

（4）事業成果の帰属

本業務により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利（以下「著作権等」という。）は県に帰属するものとし、県はウェブサイト等に随時使用、複製できるものとする。

成果物に第三者の著作物等が含まれている場合、当該著作物等（当該著作物等を改変したものを含む。）の著作権等は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、県は、これを無償で永久的に、非独占的に使用できるものとし、受託事業者はそのために必要な著作権処理を行うこと。

7 納品先

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館2階

山梨県 観光文化・スポーツ部 観光振興グループ 美酒・美食

8 留意事項

（1）個人情報や企業情報の保護等の秘密厳守及び他用途への使用禁止

委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

また、委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「地域おこし協力隊の募集及び伴走支援業務委託契約書」別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（2）一括再委託の禁止

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に山梨県の承諾を得ること。

（3）会計検査への協力等

委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員及び会計検査院の検

査の対象となる。検査となった場合は、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

9 その他

- (1) 受託事業者は、県と十分に協議を行いながら全体の業務を進めること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び記載内容に変更や疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定すること。
- (3) 本仕様内容の遂行に必要な人員、機材等については、受託事業者が手配すること。